

紀水第 287 号
令和 8年 6月 1日

建設工事登録業者 各位

紀北町長 尾上 壽



配水管工事施工時における有資格者の取り扱いについて

紀北町では、水道施設を構築するため、配水管等の新設・布設替・移設工事にダクタイル鋳鉄管と水道配水用ポリエチレン管等を採用しています。

配水管工事においては、宅内に引き込む給水管の布設替、接続工事を行うことから、紀北町が発注する水道工事について、入札参加業者の一層の技術力向上、品質の確保を図るため、従来の入札参加資格要件に加え、給水装置工事主任技術者の資格を取得され、紀北町指定給水装置工事事業者登録を入札参加要件に加えます。

今年度6月からは、資格取得期間を終え、工事試行期間になるため、1,000万円以上の配水管工事を対象に、給水装置工事主任技術者を取得し、紀北町指定給水装置工事事業者登録を入札参加要件に加え運用を行います。

また、2028年度（令和10年度）より本運用を行います。

本件に関する問い合わせ先

紀北町水道課 TEL 47-5500

紀北町財政課 TEL 46-3112

